

東海大學文學院日本語言文化學系碩士班學位考試規則

2008年4月3日系務會議通過
2009年11月5日研究所委員會修訂訂
2009年11月19日系務會議通過
2010年6月3日碩士班委員會修訂訂
2010年9月16日系務會議通過
2011年10月6日碩士班委員會修訂
2011年10月13日系務會議通過
2013年04月11日碩士班委員會修訂
2013年05月09日系務會議通過

1. 本規則に関しては、「東海大學研究生學位考試規則」に依拠するものとする。
本学規定により、本学系碩士班に所属するすべての院生は修士論文を提出する必要がある。ただし、修士論文の様式は次の (a)か(b)の中から一つを選んで提出するものとする。

(1) 様式

- a) 論文のみ。
- b) 論文に作品を添付する（作品とは、メディア製作などを想定している）
作品のみの提出は、本学規定によって認められない。枚数制限は特に定めない。

(2) 指導教師

- a) 指導教師の決定に際し、全ての学生は一年次2学期期末考査の末日までに『指導教師申請書』を学系事務に提出したうえで、碩士班委員会の承認を得なければならない。
- b) 指導教師の変更を希望する場合、『指導教師変更希望申請書』を学系事務に提出したうえで、碩士班委員会の承認を得なければならない。
- c) 指導教師は原則的に学系内の専任教師の中から選ばなければならない。
- d) 指導学生の人数制限に関しては、1名の教師が各学年の院生の指導教師になることに関し、最大3名までを原則とする。3名を超える場合には碩士班委員会の承認が必要となる。
- e) 学系外の者を指導教師とする場合は、碩士班委員会の承認を得なければならない。また、学外の指導教師は、学系内の専任教師との共同指導を必要とする。
- f) 指導教師の変更をした学期には、中間発表・学位考査を行うことができない。

(3) 中間発表・学位考査

- a) 題目審査・中間発表会
 - a-1) 題目審査を受け、中間発表会をするためには、指導教師の許可が必

要となる。碩士班委員會の審査を通過した院生のみが発表できる。

a-2) 中間発表と学位考試を同じ学期に行うことはできない。

b) 学位考試の申請

b-1) 学位考試の申請、学位考試の日程に関しては、本学が公表した学則及び日程に従うものとする。

b-2) 学位考試の受験申請をするためには、指導教師の許可を得なければならない。

b-3) 指導教師以外の2名の審査委員は、指導教師により推薦され、本学系主任を含む碩士班委員會での承認を経て決定される。

2. 学位考試を受けることが決定した後に、何らかの事情により学位考試を受けられなくなった場合、取り消しすることができる。取り消しをする場合、**学位考試の1週間前**までに碩士班委員會に報告し、許可を得た上で、本学系を通し、大学に撤回を申請しなければならない。
3. 碩士論文に不正行為が発覚した場合、その他の内容の如何に関わらず不合格になる。
4. 本規則は本学系の系務會議で通過した後、施行される。また、改定の必要が生じた場合も同じ手順で改定、施行される。